

仙台市職員共済組合 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(令和7年11月21日事務局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市職員共済組合（以下、「当組合」という。）が発注する物品の購入、印刷の請負、役務の提供その他の契約（以下、「物品の購入等」という。）を地方公務員等共済組合法施行規程第30条に定める随意契約による場合において、オープンカウンター方式によって見積合わせを行う際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「オープンカウンター方式」とは、物品の購入等に係る随意契約において見積依頼の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書を徴取し、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品の購入等に係る契約の案件は、1件の契約に係る予定価格が200万円未満（印刷の請負については、400万円未満）のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 特定の技術やノウハウが必要であるため、契約の相手方を特定する必要がある場合等、契約の性質または目的により競争に付することが不適当と認められる場合。
- (2) 納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できないと認められる場合。
- (3) 予定価格が少額であるため、競争的調達よりも契約締結の迅速化、事務負担やコストの削減が優先されると認められる場合。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、オープンカウンター方式による物品の購入等が不適当であると判断される場合。

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 案件公開から見積書提出期限までの間において、仙台市が定める「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止等の措置を受けている期間が存在しない者であること。

(対象案件の公開)

第5条 対象案件の公開と事業者の募集は、当組合の運営するホームページ（以下、単に「ホームページ」という。）への掲載により行う。

- 2 公開する事項は、案件名称、仕様、納入期限その他必要な事項とする。

(質問回答書の提出等)

第6条 仕様等に関して質問がある場合は、案件ごとに示す期限までに、別紙様式による質問回答書を電子メール又は持参の方法により当組合あて提出することができる。

2 質問に対する回答は、提出期限の日から起算して、原則3日以内（休業日を除く。）にホームページに掲載する。

(見積書の提出)

第7条 見積合せに参加しようとする者は、案件ごとに定める期限までに、見積書を原則持参の方法により提出しなければならない。

2 郵送又は特定信書便事業者による提出も認めるが、提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

3 見積書の様式は任意とするが（案件により、様式及び記載方法等を別途示している場合は、それによるものとする。）、税抜き価格、消費税及び地方消費税（相当）額並びに税込み価格を記載しなければならない。

4 見積書への押印は、省略することができる。ただし、押印を省略する場合は、当該書類に発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

5 提出後の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(見積合せ)

第8条 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合せは、原則、見積書の提出期限の翌日の終業時までに非公開で行う。

3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達しない価格の見積りがないときは、原則として再度の公開又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては、当組合が選定した者へ見積りを依頼することができる。

4 見積書を提出した者が1人のみであった場合でも、有効な見積合せとする。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加者の資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 提出期間外に提出された見積書
- (3) 記名のない見積書
- (4) 記載事項を訂正した見積書
- (5) 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- (6) 連合その他不正行為の存在が認められる見積書
- (7) 同一の案件について複数の参加者の代理をした者が提出した見積書
- (8) 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、見積条件等に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第 10 条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の決定から契約を締結するまでの間に、第4条に規定する参加者の資格要件を満たさなくなったとき、又は本要領に定める要件に違反していることが判明したときは、決定を取り消すことができる。
- 3 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を契約の相手方として決定する。
- 4 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が2人以上あるときは、くじにより決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに該当者に通知し、該当者が参加できない場合にあっては、その者に代わって当組合事務局職員のうち、当該契約事務に関係のない者にくじを引かせる。
- 5 見積合わせの結果、契約の相手方の決定をしたときは、その者にのみ通知する。

(結果の公表)

第 11 条 見積合わせの結果は、契約の相手方の決定後に、次の各号に掲げる事項をホームページに掲載し公表する。

- (1) 案件名称
- (2) 見積合わせの日時
- (3) 見積合わせの場所
- (4) 契約相手方名称（氏名）
- (5) 契約金額

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年11月24日から実施する。

(別紙様式)

年 月 日

質問回答書

仙台市職員共済組合 御中

下記の質問事項にご回答ください。

事業者名 : _____

記

案件名称		
No.	質問事項	回答
1		
2		
3		

※必要に応じ、適宜行を追加してください。